

日野町 農業委員会だより

集落の農地は集落のみんなで守ろう！

令和6年12月26日

第17号

編集・発行

日野町農業委員会

電話 0748-52-6563

将来の地域農業・農村集落について考える 「地域計画」の策定期限は令和7年3月末までです！

令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法の改正施行があり、将来の地域農業や農村集落をみんなで考える「地域計画」の取組が全国でスタートしました。

当町においても、複数の地区・集落で取組が進められています。現在、町・農業委員会・関係機関が連携しながら推進を強化しています。

全ての地区・集落で期限内に策定が完了するよう、各農業組合のご協力をお願いします。

「地域計画」ってなに？

○地域での話し合いにより、目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。

従来の人・農地プランに加え、農地1筆毎の今後の利用者を示した「目標地図」を作成します。

○令和7年3月末までに市街化区域を除く全ての地域で作成する必要があります。

後継者がいない
し機械が壊れる
までかな。

農地を貸した
いけど誰が借
りくれる？



農地を貸して
いるけどいつ
まで耕作して
くれるかな？

出し手

農地がバラバ
ラにあって移
動が大変だ。

農地を借りた
いけど誰の農
地で誰が相続
してる？

これ以上農地
を引き受けき
れないな。

近場で規模拡
大したい！



荒れた農地か
ら悪影響があ
ると不安。

受け手

このままでは地域の農地を維持できない！

農業者の減少が進む中で、農地を後世に残し、農業を効率的に営んでいくためには、今のうちから将来の農地利用について話し合い、目指す姿を具体化することが重要です。この機会に、地域の農業の将来について話し合いましょう！

農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、地域計画策定を進めています！

地域計画策定に向け、農業委員会が取り組んだ事例を紹介します。進め方は各委員によって異なる部分もありますが、具体的な手順等について紹介します！

鎌掛地区(鎌掛1～6区)

令和5年7月に農業委員となり、鎌掛地区での地域計画策定に向け取り組みました。

聞いてはいましたが、詳しいことは判らず、まず法律の確認と農林課に説明を受け、令和5年10月から動き始めました。

地域や農家の皆さんに周知することが第一歩であり、推進委員と相談しながら、農業組合長、担い手農家に対する説明会から始めました。

続いて、大字常会、各区常会でも説明を行い、11～12月に農家に対する5年後の作付け意向調査を対面聞き取りで実施・集計化し、常会で結果を報告しました。

地図素案作り（色塗り）は、意外とスムーズに進み、ほぼ2回のやり合いで完了しました。令和6年3月に地図確認会を実施し、承認を得て鎌掛地区の地域計画がまとまりました。

作付け意向調査によって、家庭内で話し合いが行われたことは意義深く、次世代が「親父、農業やってみる！」と、少しでも担い手が増えたことや地域の皆さんが関心を寄せられたことは大変有意義でした。



岡寄 米夫農業委員



岡 静男推進委員

必佐地区(十禅師)



久村 重次推進委員

当地区の地域計画の概要を紹介いたしますと、人・農地プランも平成25年2月に作成、令和4年2月に更新もしており、この際にもアンケート調査も行なっております。

地域計画の策定をどの様に進めていくか検討し、農業組合の役員会で進めてゆく事となりました。

始めに、農林課の協力を得てアンケート原案を作成し、令和5年12月2日に農業組合役員会で説明をし、年内に提出依頼をしました。

令和6年1月中旬に取りまとめを行いました。特徴的なのは、当字の農地面積42.5ha以上の受け入れ意向面積が158haとなっている事、どこの地域も同じですが70才以上の農業者が60%と非常に高く後継者不在が問題となっています。

現状、問題点、今後の課題等を取りまとめました。アンケートの結果を基に、農林課と協議し計画書の原案を作成し1月20日の役員会で説明し了解を得ましたので、2月3日の農業組合に提出し組合員の承認を受けました。

2月6日に農業組合長より農林課長への提出を行いました。その後、日野町「地域計画」検討会において議論いただき、3月7日に地域農業経営基盤強化促進計画の公告、決定となりました。

南比都佐地区(上駒月)



岸村 達也農業委員

上駒月地区は地域住民所有の農地所在が上駒月（20%）・下駒月（5%）・甲賀市土山町（75%）と自治体・地域が複数にわたります。

上駒月地先農地は全体の2割ほどで、また面積が二反にも満たない田圃がほとんどであるため、将来的に営農拡大するには不利な地域であることが容易に想像できます。

以下には地域計画策定にあたっての経過を簡単に記載しましたが、特徴的なことはなく、全国的に進められている今回の事業を行わないと当地区の農地が消滅する・・・という危機感が地域計画策定を進めたような気がします。

本事業が日野町の営農環境の保全・改善に繋がることを切に願います。

- 1) R5.12月～R6.1月 : アンケート実施
耕作者（入作者含む）・農地所有者にアンケートを実施しました。
- 2) R6.2月～5月 : アンケート集計 → 農家地図の作成
アンケート結果を集計し、またその結果を踏まえ、将来の耕作者予定図（農家地図）を作成しました。
- 3) R6.6月 : 地区の総集会にて確認いただきました。

東桜谷地区(佐久良)



中嶋 庄一農業委員

地域計画をどのように進めるのか？農業組合（役員）を中心に話し合い、現状把握をするため4～5月にかけてアンケートを実施しました。

そのアンケート回答を受け農地所有者毎に、ヒアリングを実施したことで意向確認が直接できたことや「自己所有農地は、自らが管理する意識」の高揚にも努めました。

農地管理が今後一層難しくなると予測される中で「集落農地や環境は集落で守る」を基本にアンケート内容は、5年後の耕作予測・農地所有者や耕作者の意向把握を中心に回答頂きました。

特徴としては、農家減少に伴い農地を維持管理していくには、現耕作者（入作者含む）が面積拡大する方向の選択肢は避けられず、中でも補助作業（草刈り等）の作業負担軽減が一番の課題と考え、農地所有者の作業出役ができるか否かの回答を頂き、農地所有者の半数からOK回答を頂いたのが特徴になると思います。

今後も集落の話し合いを通じて、住民がどのような形で農業振興に拘って頂けるのか？現在の原風景を出る限り保たれるよう住民共助は欠かせません。

各地域で今後の農業・農村についての話し合いが進められています！



村井第一農業組合

春季農談会の場にお声掛けいただき、地域計画について説明を行いました。村井第一農業組合で管理されている農地は、西大路と河原に挟まれた平場にあり、隣接・近接集落等からの入作が非常に多い状況です。組合長が地権者や耕作者を筆毎に整理いただき、12月に再度、計画案に関する会議を実施し、農業組合の皆で共有することができました。



鳥居平農業組合

秋頃より農業組合長と打ち合わせを重ね、秋季農談会の場において地域計画案を共有するところまで進みました。他字に比べ、一反区画で耕作条件が悪い圃場が多く、「今後、農地を荒廃させないため、どのように維持していくか。」これは、どの集落でも出てくる課題の一つです。会議の場では、若い農業者さんからも積極的な意見をいただくことができました。

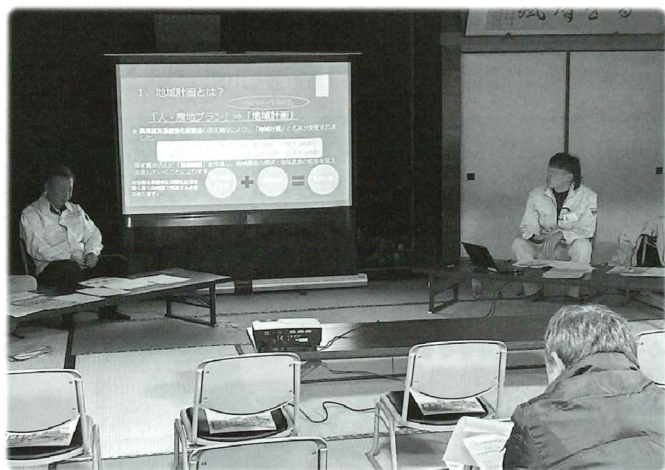
上野田農業組合

令和6年1月に開催された農業組合総会では、地域計画に関する全体の説明を行い、4月には、役員等が寄って具体的な取り組み方について話をしました。上野田も大谷側と十禅師側に圃場が分かれており、入作者も多い状況です。農業組合内は把握できるが、外の方については把握が難しく、この辺りは農業委員会・農林課と連携しながら確認していくことになりました。夏以降、具体的に空いてくる圃場を誰が受けていくかを議論し、地域計画案が完成しました。



蔵王農業組合

蔵王では、4月にプロジェクトチームを作られ、地域計画の策定に向け取り組みを進めておられます。既に耕作者アンケートは実施されていましたが、今回、改めて地権者宛のアンケート実施等、皆で共通認識が図れるよう丁寧な取り組みをいただいております。11月下旬に地権者も含めた説明会を行い、今後、意向を反映させた計画案づくりを進めていかれます。



大字西大路(6つの農業組合)

大字西大路には薬王寺・水落・日の出・大石・共益・共栄農業組合があり、耕作者も入り組んでいる状況です。7月より、毎月のように合同で会議を行い地域計画案の策定に取り組んできました。

説明会～アンケート結果の反映～案の確認等、毎回各農業組合へ持ち帰り確認等もいただきながら丁寧な取り組みをいただき11月に案が決定されました。



日野町長へ意見書を提出しました!

農業を取り巻く状況は非常に厳しいものであり、農業従事者の減少と高齢化等により、遊休農地の増加、担い手不足等が進んでいます。また、農業従事者の減少は、農業組合や集落営農組織の運営、各種団体への役員登用の面でも大きく影響が出てくる可能性があります。農家所得の向上や地域農業の維持・活性化に向け、下記のとおり日野町長へ意見書を提出しました。



1. 地域にあった柔軟な水田活用について

現在、主食用米については、米の消費量や在庫等により需給バランスを見た上で、その目安が示されている。滋賀県農業再生協議会より19市町へ目安の数字が示されることとなっているが、中山間地域の多い当町においては、麦・大豆の転作に取り組めない地域も多く存在し、米価が低い水準で推移している。昨今において、各種交付金の活用等も重要になってくる。逆に、湖辺等においては、麦・大豆の転作に取り組みやすいことから深堀りが進んでおり、米の需給バランスを大切にしつつ、一律の割合ではなく適地適作を念頭に置いた柔軟な対応となるよう日野町農業再生協議会を通じ、滋賀県農業再生協議会や国、県への働きかけをお願いしたい。

2. 地域計画の推進について

昨年、農業経営基盤強化促進法の改正施行により、現在、複数の地域で「地域計画（人・農地プランの法定化）」に関する話し合いが進められている。国は令和6年度末までに地域計画の策定を求めており、日野町農業委員会も目標地図の素案作りを始め、アンケートの実施や農業組合との寄り合いを重ねている。農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業組合長がそれぞれの会議等において、計画の必要性や策定に向けての検討を進めているが、農業者全体への周知が十分でない状況である。町広報や組回覧等を利用して、より多くの方に理解を得られるよう努めるとともに、複数の集落に複数回入り込むにはマンパワーなくしてやっていけないため、農業委員会および事務局体制の具体的な強化をいただきたい。合わせて、農業委員会と町が連携を密にした体制を図っていただきたい。

3. 地産地消、米の消費の推進について

当町は、学校給食の米飯化により、地産地消が高い水準となっている。しかし、米の消費が落ち込んでいる状況は変わらず、過去、1俵2万円程度であったものが1万円程度となっており、生産者米価の下落の状況が続いている。民間企業は業績が好調となってきているが、農家所得は不調の状況であり、学校給食以外の場面においても、町内で生産された米が町内で消費されるような啓発運動や働きかけをお願いしたい。

合わせて、生産者米価を上げる取組についても検討いただきたい。

4. 農作業に係る労力軽減への支援について

農家の減少に歯止めが利かない状況により、今後、少ない人数で農地はもとより、農道・水路等の共有施設を管理していかなければならない地域も出てくる。担い手への集積・集約化が進み、経営規模が大きくなればなるほど、生産活動以外の資産の管理面に係る労力が膨大となることから、地域の実情に合わせ、地域における担い手の労力軽減に向けた継続的な支援をお願いしたい。

令和6年4月11日

日野町長 堀江 和博 様

日野町農業委員会会長 加納 文弘

日野小学校2年生児童と食育事業 (タマネギとサツマイモの栽培) を実施しました！



日野町農業委員会の特産・食育委員会活動として実施している食育事業を実施しました。5月にタマネギの収穫とサツマイモの定植、そして、10月には5月に植えたサツマイモの収穫と来年に向けたタマネギの定植を行いました。農業委員会から各作業について説明した後、野菜に関するクイズも交えつつ、みんなで楽しく取り組みました。収穫したタマネギとサツマイモは学校給食で提供され、美味しく食べていただきました。



農業委員会から子ども食堂へ タマネギとサツマイモを提供 しました！

日野町農業委員会の特産・食育委員会活動として実施している日野小学校の食育授業で収穫したタマネギとサツマイモのうち、学校給食の出荷規格に適さないタマネギとサツマイモを町内子ども食堂へ提供しました。

きっかけとしては、日野町福祉保健課地域共生担当より日野町農業委員会へ声掛けをいただき、日野町農業委員会から形が悪かったりサイズが小さく出荷できない規格の野菜の提供を提案し実現しました。

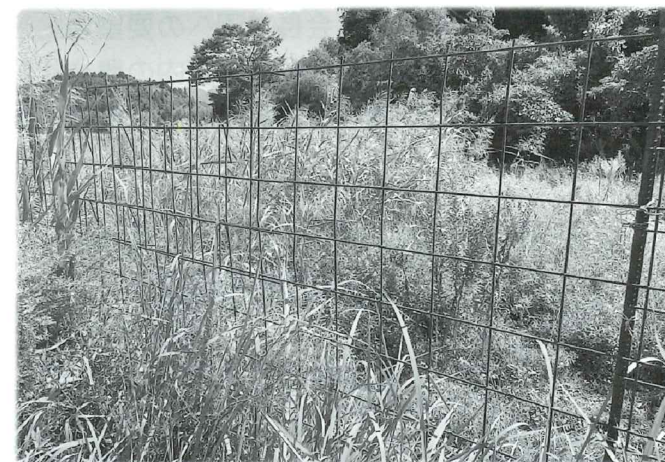
ひのみんなの食堂ネットワーク代表のぱれっとしが奥野さんからは、子ども食堂を中心とした活動に対する熱い思いを聞かせていただきました。誰もが安心して食事ができることが当たり前になるよう、こういった活動があることを農業委員会の中でも共有するとともに、今回の出会いを大切に、今後も食育、農業振興の部分において、連携を進めていければと思います。



遊休農地の発生防止・解消に向けた利用状況調査、 無断転用指導を実施しています！

農業委員会では毎月定例で行う現地調査に加え、毎年9月から11月にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員が遊休農地の発生防止および解消を目的とした利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。調査で確認した遊休農地は、再生が可能か困難か分類し、地権者（管理者）や耕作者への働きかけを検討します。再生可能な遊休農地の中でも、土地改良事業による整備等が行われた優良農地については、大切な生産基盤であり、地域の担い手への集積等により解消できる可能性があります。是非、情報提供等のご協力をいただきますようお願いします。

また、再生が困難な農地の中でも、現在は森林となって農地に復元することが著しく困難で、一定の要件を充たす場合には、「非農地」とするための手続きを進めることも可能です。農地の集約化を進めるためにも、所有する土地が農地であるか、それ以外の土地であるかの区分を適切に管理いただきますようお願いいたします。



※**再生可能な遊休農地**とは、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後の耕作に向けての草刈、耕起などの維持管理が行われていない農地や作物の栽培に必要な管理が適切に行われていない農地など、周辺の農地に比べて著しく低利用な農地のことで、**手を加えれば農地**として利用可能な土地のことを言います。

※**再生困難な農地**とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な場合、または周囲の状況からみて復元しても継続して利用できないような農地のことを言います。

日本は国土が少なく、食料確保については外国からの輸入に依存しています。食料の生産基盤である農地を守っていくため、農地法（昭和27年施行）や農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年施行）等の規制法があり、農地の権利移動（所有権移転や貸し借り）や農地以外への転用事業について規制があることはご存知の方も多いと思います。

転用事業等については、立地基準により許可の可否、また許可できる内容にも制限があることから、事前に事務局までご相談願います。（相談の際は、できるだけ具体的にお願いします。）

法律の規制を知らずに、うっかり畑を埋め立てる等の行為も農地法違反になりますので、まずは、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へ相談をお願いします！

東近江地域農業委員会連絡協議会において、 連携した事業を実施しています！

東近江地域農業委員会連絡協議会は、日野町と近江八幡市・東近江市・竜王町それぞれの農業委員会が連携し、事業を実施しています。国への要望活動の他、管内の農業委員と農地利用最適化推進委員が一堂に会した研修会の実施や女性農業委員独自の取組等があり、その一部をご紹介します。

▶ 11月19日、竜王町において女性農業委員の交流研修会が開催されました。各農業委員会での食育事業の取組等を中心に意見交換を行い、農業委員への女性の登用や日頃の農業委員会活動の課題、今後取り組んでみたい事業等についても話ができ有意義な時間となりました。



◀ 11月28日、全国農業委員会会長代表者集会への参加と合わせ、2市2町の農業委員会会長で国への要望活動を行いました。農林水産省等を訪れ、東近江管内の農業状況や地域計画、農地法規制等に関する内容について意見交換させていただきました。



▶ 12月3日、竜王町において東近江地域農業委員会連絡協議会の全体研修会の開催がありました。当日は、農業・農政をめぐる情勢をはじめ、地域計画や所有者不明農地の対策等、農業委員会に大きく関わってくる課題についての研修でした。市町や地区、集落によって、担い手確保等の状況は違えど、共通する課題も多くあると思います。一つずつ、丁寧な対応が必要です。



購読者
募集中

全国農業
新聞

発刊日 毎週金曜日
購読料 1ヶ月 700円
申込先 農業委員または
推進委員



次の要件を満たす方はどなたでも
農業者年金に加入できます。

○60才未満の方
○国民年金第1号被保険者
○年間60日以上農業に従事
(配偶者・後継者も可)

問合せ先:農業委員会事務局

編 集 後 記

第25期日野町農業委員会がスタートし、任期の折り返し地点に差し掛かろうとしています。この間、誌面でもお伝えしました『地域計画』策定の推進に関する業務が増大となり、進捗に違いはあるものの、各地区・各集落での取り組みに関わらせていただいています。年度末まで3カ月しかありません。お困りの集落はできるだけ早い段階で農業委員会へお声掛けいただきますようお願いいたします。

【日野町農業委員会広報委員一同】